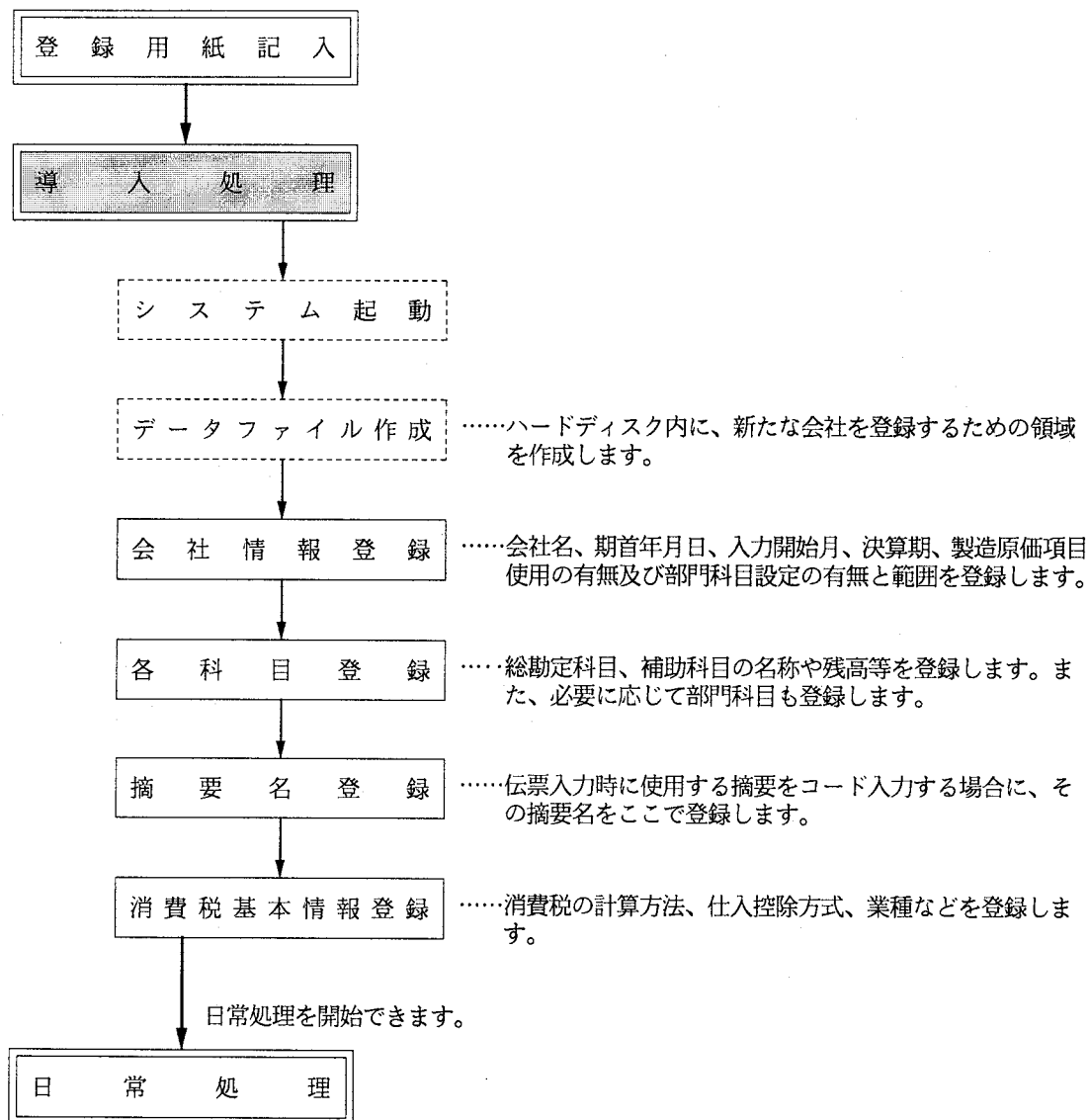


第3章 導入処理

この章では、記入が終わった各種の登録用紙をもとに次の手順で導入処理を行います。



※導入処理が終わりましたら、開始時のデータのバックアップとしてフロッピーディスクにコピーしておくといでしょう。

1. システム起動

パソコン本体の電源を入れ、ハードディスクよりシステムを起動させてください。すると、次のような会社選択画面になります。

会社選択		登録No. NDZ123456789000
A: ¥	空き容量	バイト
期首 決算期	会社名	(1 / 1ページ)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
[f 1] 会社データの初期化	[f 7] バックアップデータ読み込み	
[f 2] 会社データ削除	[f 8] 繰越残高調整	
[f 6] 新規データ作成	[f 9] 分割データ情報表示	

矢印キーで会社を選択して下さい。

※ パスワードは、システムの鍵の役割を果たします。パスワードを知らない人は、システムを利用することができなくなります。

を押すと、パスワード登録画面になりますので、必要に応じて登録してください。

2. データファイル作成

新たな会社のデータを登録するための領域（データファイル）を、ハードディスク内に作成します。

を押すと、次のような画面になりますので、データファイル作成を実行しなさい。

新規データ作成		登録No. NDZ123456789000
A: ¥	空き容量	バイト
新規の会社用データを作成します。 作成後、会社情報登録に進みます。		
実行しますか。《 実行・ <input type="button" value="F10"/> 》		
<input type="button" value="新規"/>	<input type="button" value="読込"/>	<input type="button" value="終了"/>

(4) 開始残高

補助科目登録用紙に記入した、財務会計ソフト導入時の開始残高を入力します。

この場合、補助科目の合計額は補助設定している総勘定科目の開始残高と同じになり、差額が0になることを必ず確認しましょう。

6. 摘要名登録

摘要登録用紙を参照しながら摘要コードと摘要名を入力しなさい。

入力が終了しましたら、リストを出力し入力にミスがないことを確認してください。

コード	摘要名
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>

登録済摘要数 7件
登録最大件数 500件

追加修正

摘要コードを入力して下さい。

連想摘 削除 摘要参 リスト メニュー

(1) 摘要コード

摘要登録用紙に記入した3桁のコードを入力します。

(2) 摘要名

摘要登録用紙に記入した摘要名を入力します。

7. 消費税基本登録

消費税に関する基本情報を登録しなさい。登録をすることにより、消費税の自動計算から申告書までの作成を行うことができます。

(2) 控除方式

個別対応方式か一括比例配分方式かを選択します。当社では、個別対応方式を選択します。次の資料を参考にしてください。

<資料>

納付税額の一般的な計算方法（原則）

$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額}}{\text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

原則課税を採用した場合で、課税期間の課税売上割合が95%未満の場合には、課税仕入等にかかる消費税額の全額を控除することはできず、課税売上にのみ対応する消費税額が控除されます。

その控除方式として個別対応方式（原則）と一括比例配分方式（選択）がありますので、どちらかを選択します。

なお、一括比例配分方式を選択した場合には、この方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後2年を経過する日までの間に開始する課税期間までの間は、継続して適用しなければなりません。

(3) 業種

業種を製造業・卸売業・小売業・その他サービス業の中から選択します。当社では、卸売業を選択します。

(4) 消費税の積上計算

積上計算をする、しないを選択します。

積上計算とは、取引ごとに本体価格とその消費税を区分して領収している場合において、その消費税額の1円未満の端数処理をしているときは、その端数処理を行った後の金額の合計額その課税期間の課税標準額に対する消費税額とすることをいいます。当社では、売上税額、仕入税額とも「しない」を選択します。

○ 課税売上割合とは、次の算式により計算した割合をいいます。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税期間の課税売上高}}{\text{課税期間の総売上高}}$$